

移動等円滑化取組計画書

令和6年6月10日

住 所 兵庫県神戸市中央区港島6丁目6-1

事業者名 神戸新交通株式会社
代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 辰馬 秀彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 障害者の乗降支援にかかる対応力向上のため、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を再周知するとともに、利用者の目線に立った対応ができるよう研修や資格取得を推進する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降支援等のための情報提供	渡り板等の設備を使用し、車いす使用者が円滑に乗降できるよう役務の提供を行う。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
人員配置の工夫	三宮駅では、朝ラッシュ時間帯の利用者が多く、誘導整理及び乗降介助を行う要員が不足していることから、朝ラッシュ時間帯において、これらの旅客支援の拡充に必要な要員を引き続き外部委託により確保する。
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	駅業務に従事する係員について、原則として、サービス介助士の資格を取得した係員を配置する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	特記事項なし。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得	障害者等の乗降支援等を行うため、駅職場へ配属及び異動となった係員は、サービス介助士の資格を取得する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
啓発活動	地域と連携し利用者マナー向上を図るために、ポスター等により啓発活動を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

神戸市バリアフリー基本構想に基づく協議会へ当社も参画し、必要に応じて協力を行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページに公表。

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし。

- 注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。